

(第一類 第八号)

第一百三十六回国会 農林水産委員会議録第十号

平成八年五月十四日(火曜日)

午前九時四十二分開議

出席委員

委員長 松前 仰君

理事 松岡 利勝君

理事 初村謙一郎君

理事 田中 恒利君

理事 井出 正一君

理事 増田 敏男君

理事 仲村 正治君

理事 荒井 広幸君

理事 粟原 博久君

理事 浜田 靖一君

理事 松下 忠洋君

理事 山本 公一君

理事 須藤 浩君

理事 畑 英次郎君

理事 宮本 一三君

理事 永井 哲男君

理事 山崎 泉君

理事 篠瀬 進君

農林水産大臣 大原 一三君

農林水産大臣官 高木 勇樹君

農林水産大臣官 斎島 宗明君

農林水産大臣官 小澤 錦仁君

農林水産大臣官 スミ君

農林水産大臣官 久雄君

農林水産大臣官 敏郎君

委員の異動

五月十四日

辞任

同日 辞任

補欠選任

小泉 宗明君
木幡 弘道君
小泉 晨一君
木幡 弘道君
徳田 虎雄君

五月十日

(内閣提出第八九号)
水産資源保護法の一部を改正する法律案(内閣提出第九〇号)

○松前委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、排他的經濟水域及び大陸棚に関する法律案、排他的經濟水域における漁業等に関する主権的

権利の行使等に関する法律案(内閣提出第八八

号)

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案

(内閣提出第八九号)

水産資源保護法の一部を改正する法律案(内閣提出第九〇号)

は本委員会に付託された。

四月二十六日

二百海里の排他的經濟水域全面実施に関する陳情書外一件(神戸市中央区下山手通五の一〇の

一兵庫県議会内石田一男外一名)(第二四五号)

新たな食料・農業・農村基本法制定等に関する

陳情書外六件(滋賀県草津市草津三の一三の三

名)(第二四七号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

排他的經濟水域及び大陸棚に関する法律案(内閣提出第八六号)

排他的經濟水域における漁業等に関する主権的

権利の行使等に関する法律案(内閣提出第八八

号)

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案

洋法に関する国際連合条約が、一昨年十一月に発効いたしました。

我が国といたしましても、同条約が海洋国家と

しての我が国の国益に沿うものであることを踏まえ、国際的に構築されつつある新たな国際秩序に

参画していく観点から、同条約を締結することも

に、国内関連法制を整備すること必要となつて

おります。

このため、国内法制整備の一環として、排他的

經濟水域及び大陸棚に関する国内法制を整備し、

護法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。農林水産大臣

大原一三君。

○草津市議会内中瀬利和外六名)(第二四六号)

平成八年度加工原料乳保証価格等畜産物政策・

価格実現等に関する陳情書外二件(北海道天塩

郡遠別町字本町三遠別町議会内笹川洗志外二

名)(第二四七号)

は本委員会に参考送付された。

○大原國務大臣 いささか長づございますが、御排他的經濟水域における漁業等に関する主権的

権利の行使等に関する法律案

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案

水産資源保護法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

排他的經濟水域及び大陸棚に関する法律案

排他的經濟水域における漁業等に関する主権的

権利の行使等に関する法律案

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案

水産資源保護法の一部を改正する法律案

排他的經濟水域及び大陸棚に関する法律案

排他的經濟水域における漁業等に関する主権的

<p

一番目に、排他的經濟水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

最近における我が國漁業を取り巻く国際情勢は、海洋法に関する国際連合条約が発効し、国際的な二百海里体制がほとんどの地域で定着してきたことを初め、公海漁場における漁業規制が強化されるなど、新たな局面を迎えております。このため、我が国周辺水域の漁業管理が、従来にも増して重要な面をなっております。

こうした状況の中では、我が国におきましても、海洋法に関する国際連合条約を締結することとし、また、同条約に基づく排他的經濟水域を設定することとしておりますが、漁業の分野においても、このよつた枠組みのもとで適切な措置を講じていくことが重要な課題となっております。

我が国は、昭和五十二年に、当時進行中であった第三次国連海洋法会議の結論が出るまでの暫定措置として、漁業水域に関する暫定措置法を制定し、漁業水域を設定して、漁業等に関する管轄権を行使してきたところであります。我が国の排他的經濟水域が設定されることを踏まえ、海洋法に関する国際連合条約に定める権利を的確に行使することにより、海洋生物資源の適切な保存及び管理が図られるよう、排他的經濟水域における漁業等に関する主権的権利の行使等について所要の規定を整備するため、この法律案を提出することと定めます。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、排他的経済水域における外国人の漁業等についての規制措置であります。

すなわち、排他的経済水域のうち、領海法において領海の幅が十二海里に満たない海域等を外国人の漁業等の禁止海域とし、この禁止海域以外の

海域につきましては、外国人は、農林水産大臣の許可を受けなければ漁業、水産動植物の採捕を行ってはならないこととしております。この許可是、農林水産大臣が定める漁獲量の限度の範囲内で、当該外国人の漁業が国際約束等に従つて的確に行われることと、その他政令で定める基準に該当する場合に限り行うこととしております。

また、この漁獲量の限度は、排他的経済水域における資源の動向及び我が國漁業者の漁獲の実情を基礎として、外国人の漁業の状況、外国周辺水域における我が国の漁業の状況等を総合的に考慮して行うこととしております。さらに、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案において漁獲可能な量を定める海洋生物資源については、その数量を基礎とすることとしております。

第二に、排他的経済水域において、外国人は、試験研究等の目的のための水産動植物の採捕または探査を行おうとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならないこととしております。

第三に、我が国は、我が国起源のサケ・マス等

の潮河性資源については、排他的經濟水域の外側におましても、海洋法に関する國際連合条約に定める第一義的利益及び責任を有するものとしております。

第四に、排他的經濟水域の外側に広がる大陸棚の定着性種族について外国人が漁業等を行う場合については、排他的經濟水域における漁業等の場合と同様の規制を行うこととしております。

第五に、この法律等の違反に関し船舶の拿捕が行われた場合、拿捕した外国船舶及びその乗組員について、適当な担保金等の提供により、これを早期に釈放するための制度を規定するものとして

三番目に、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

海洋法に関する国際連合条約は、領海、排他的經濟水域、大陸棚等海洋問題一般を包括的に規律する条約であります。同条約におきましては、排他的經濟水域における海洋生物資源について漁

獲可量を決定する等の保存及び管理のための措置を沿岸国に義務づけており、国際社会の一員である我が国としても、同条約の締結に当たり当該義務的的確な履行を図っていくことが必要であります。

が国漁業の漁獲量を見ても最盛期の三分の一にまで減少するに至っています。また、漁獲技術の進展に伴い漁獲量は資源量に対しても過大となりやすい傾向にあります。このため、漁船の隻数、操業期間、操業区域等漁獲能力を中心とした従来の漁業管理に加え、漁獲量の総量に着目した漁業管理を行っていくことが必要となってきております。

次第であります。次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農林水産大臣による基本計画の策定であります。

農林水産大臣は、排他的経済水域等において海洋生物資源の保存及び管理を行うため、漁獲可能量の対象となる海洋生物資源の動向、漁獲可能量、実施すべき施策等を内容とする基本計画を定めることとしております。

第二に、都道府県知事による都道府県計画の策定であります。

都道府県知事は、基本計画に即して、都道府県知事が管理する漁業について実施すべき施策等を内容とする都道府県計画を定めることとしております。

第三に、都道府県知事が指定する海洋生物資源の保存及び管理であります。

都道府県知事は、基本計画において魚獲可能量

を定めることとされていいない海洋生物資源について、漁獲限度量、実施すべき施策等を都道府県計画において定めることができることとしております。

漁獲可能量等の範囲内に管理するため、漁獲可能な量等の対象となつてゐる海洋生物資源の採捕の停止その他必要な命令をすることができる」としておあります。

第五に、協定の制度であります。

漁獲可能量等の対象となつてゐる海洋生物資源の採捕を行う者は、当該資源の保存及び管理に関する協定を締結し、農林水産大臣または都道府県知事の認定を受けることができる」としておあります。また、農林水産大臣または都道府県知事は、認定した協定に参加している者の求めに応じ、協定への参加のあつせんその他必要な措置を講ずることとしております。

第六に、採捕の数量等の報告であります。
海洋生物資源の採捕を行う者たち一定の者は、海洋生物資源の採捕の数量等を農林水産大臣または都道府県知事に報告しなければならないこととしております。
最後に、水産資源保護法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。
海洋法に関する国際連合条約におきましては、生物資源を含む海洋環境の保護及び保全に必要な措置をとることを沿岸国に求めており、我が国としても同条約の締結に当たり適切な措置を講ずる必要があります。

また、昨年五月には国際獣疫事務局が水産動物の輸入防疫制度を設けるよう各国に対し勧告しており、当該機関に参加する我が国としても、当該勧告に沿うよう措置する必要があります。

一方、我が国漁業者の資源管理意識の向上、消費者ニーズの多様化等を背景として、増殖または養殖に用いる水産動物の重苦の輸入が昌盛してお

より、排他的經濟水域を設定するとともに、我が國の大陸棚の範囲を明確化し、あわせて、排他的經濟水域及び大陸棚における我が國の法令の適用について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地圖集

権利の行使等に関する法律案

権的権利の行使等に関する法律

第一條 この法律は、海洋法に関する国際連合条約に定める権利を的確に行使することにより、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等について必要な措置を定めるものとする。

(定義)

第一條 この法律において「漁業等付隨行為」とは、水産動植物の採捕又は養殖の事業(漁業等付隨行為を含む)をいう。

3 この法律において「漁業等付隨行為」とは、水産動植物の採捕又は養殖に付隨する探査、集魚、漁獲物の保管又は加工、漁獲物又はその製品の運搬、船舶への補給その他これらに準ずる行為で農林水産省令で定めるものをいう。

この法律において「探索」とは、水産動植物の採捕に資する水産動植物の生息状況の調査で

4 この法律において「外国人」とは、次に掲げる
ものをいう。

一 日本の国籍を有しない者。ただし、適法に
我が国に在留する者で農林水産大臣の指定す
るものを除く。

二 外國、外國の公共団体若しくはこれに準ず
るもの又は外國法に基づいて設立された法人
その他の団体

(漁業等の許可)

除く。次条第一項及び第二項、第八条並びに第九条において同じ。)においては、農林水産省令で定めるところにより、漁業又は水産動植物の採捕に係る船舶ごとに、農林水産大臣の許可を受けなければ、漁業又は水産動植物の採捕を行ってはならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一 その水産動植物の採捕が前条第一項ただし書の農林水産省令で定める軽易なものであるとき。

二 その水産動植物の採捕が第八条の承認を受けて行われるものであるとき。

三 その漁業等付隨行為が第九条の承認を受けて行われるものであるとき。

農林水産大臣は、前項の許可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その外国人に許可証を交付する。

(許可の基準等)

第六条 農林水産大臣は、前条第一項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る漁業又は水産動植物の採捕が、国際約束その他の措置により的確に実施されること、外国人が排他的的経済水域において行う漁業又は水産動植物の採捕につき農林水産省令で定める区分ごとに施ける科学的根拠を有する海洋生物資源の動向及び我が國漁業者の漁獲の実情を基礎とし、排他的経済水域における外国人による漁業の状況、外國周辺水域における我が國漁業の状況等を総合してはならない。

前項の規定による漁獲量の限度の決定は、政令で定めるところにより、排他的経済水域における科学的根拠を有する海洋生物資源の動向及び我が國漁業者の漁獲の実情を基礎とし、排他的経済水域における外国人による漁業の状況、外國周辺水域における我が國漁業の状況等を総合してはならない。

入漁料

第七条 外国人は 第五条第一項の規定により許可証の交付を受けるときに、政令で定める額の

2 入漁料を国に納付しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、入漁料に関し必
ずることができる。

（試験研究等のための水産動植物の採捕の承認）
必要な事項は、政令で定める。

第八条 外国人は、排他的經濟水域において、試験研究その他の農林水産省令で定める目的のこ

駆除する他の農林水産省令で定める目的のために水産動植物の採捕を行おうとするときは、

農林水産省令で定めるところにより、水産動植物の採捕に係る船舶ごとに、農林水産大臣の承

認を受けなければならない。ただし、その水産動植物の採捕が第四条第一項に定める農林水

産省令で定める軽易なものであるとき、又はそ
の直達率が適用すべきこととするときは、

の漁業等付隨行為が次条の承認を受けて行われるものであるときは、この限りでない。

(外国人以外の者が行う漁業に係る漁業等付隨行為等の承認)

第九条 外国人は、排他的経済水域において、外
国人以外の者が当該区域に一時的に漁業をさ

國人以外の者が当該水場において行う漁業又は水産動植物の採捕に係る漁業等付隨行為を行お

うとするときは、農林水産省令で定めるところにより、漁業等付随行為に係る船舶ごとに、農

林水産大臣の承認を受けなければならぬ。
(採査の承認)

(検査の承認)
第十条 外国人は、排他的経済水域において、探

査を行おうとするときは、農林水産省令で定め

るところにより、探査に係る船舶とともに、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

(手数料等)

第十一條 前二条の承認の申請をする外国人は、

実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に

納付しなければならない。

2 第五条第二項及び第三項の規定は前三条の承認について、第七条第二項の規定は前項の手数料について準用する。

(制限又は条件)

第十二条 第五条第一項の許可又は第八条から第十条までの承認には、制限又は条件を付し、及びこれを変更することができる。

(許可等の取消し等)

第十三条 農林水産大臣は、第五条第一項の許可又は第九条の承認を受けた外国人が法令又は前

条の制限若しくは条件に違反したときは、期間を定めて排他的経済水域における漁業又は水産動植物の採捕の停止を命じ、又は第五条第一項の許可又は第九条の承認を取り消すことができる。

2 農林水産大臣は、第八条又は第十条の承認を受けた外国人が法令又は前条の制限若しくは条件に違反したときは、第八条又は第十条の承認を取り消すことができる。

(大陸棚の定着性種族に係る漁業等への準用等)

第十四条 第三条から前条までの規定は、大陸棚(排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第二条に規定する区域をいう。)であつて排他的経済水域でない区域の定着性種族、海洋法に関する国際連合条約第七十七条4に規定する定着性種族に属する生物をいう。次項において同じ。)に係る漁業、水産動植物の採捕及び探査について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 前項において読み替えて準用する第四条第一項、第五条第一項及び第八条から第十条までの定着性種族は、農林水産大臣が告示する。

(漁河性資源の保存及び管理)

第十五条 我が国は、排他的経済水域の外側の海

域においても我が国の内水面において産卵する

溯河性資源について、海洋法に関する国際連合

条約第六十六条1の第一義的利益及び責任を有

する。

(行政手続法の適用除外)

第十六条 この法律の規定による処分について

は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(政令等への委任)

第十七条 この法律の規定に基づき政令又は農林水産省令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令又は農林水産省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

2 この法律に別段の定めがあるものを除くほか、第二十四条から第二十六条までの規定の実施に必要な手続その他その施行に必要な事項については、農林水産省令で定める。

3 第二十二条 第五条第三項(第十四条第一項において準用する場合を含む。)又は第十二条第二項において準用する第五条第三項(第十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

4 第二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第十八条、第十九条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の刑を科する。

(第一審の裁判権の特例)

(担保金等の提供による釈放等)

第十四条第一項(第十四条第一項において準用する場合を含む。)若しくは第二項、第五条第一項(第十四条第一項において準用する場合を含む。)次号において同じ。)又は第十一条以下(罰金に処する。)

1 第四条第一項(第十四条第一項において準用する場合を含む。)若しくは第二項、第五条第一項(第十四条第一項において準用する場合を含む。)次号において同じ。)又は第十一条以下(罰金に処する。)

2 第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第十八条、第十九条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の刑を科する。

第十九条 第十二条の規定により第八条(第十四

条第一項において準用する場合を含む。)、第九

条(第十四条第一項において準用する場合を含

む。)又は第十条の承認に付された制限又は条件

(第十二条の規定により変更されたものを含む。)に違反した者は、五十万円以下の罰金に處す。

(第十二条の規定により変更されたものを含む。)に違反した者は、五十万円以下の罰金に處す。

2 前項第二号の担保金の額は、事件の種別及び

態様その他の情状に応じ、政令で定めるところにより、主務大臣の定める基準に従って、取締官が決定するものとする。

3 検察官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

4 取締官は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者を釈放し、及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

5 検察官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

6 検察官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

7 検察官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

8 検察官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

9 検察官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

10 検察官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

11 検察官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

12 検察官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

13 検察官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

14 検察官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

15 検察官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

16 検察官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

17 検察官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

18 検察官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

19 検察官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

20 検察官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

21 検察官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

22 検察官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

23 検察官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

24 検察官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

25 検察官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

26 検察官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

27 検察官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

28 検察官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

29 検察官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

30 検察官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

31 検察官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

32 検察官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

33 検察官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

34 検察官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

35 検察官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

36 検察官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

37 検察官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

38 検察官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

39 検察官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

40 検察官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

41 検察官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

42 検察官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

43 検察官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

44 検察官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

45 検察官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

ればならない。ただし、事件が政令で定める外

国人に行う漁業、水産動植物の採捕又は探査に

係るものであるときは、この限りでない。

一 担保金又はその提供を保証する書面が次条

下「押収物」という。)は返還されること。

二 提供すべき担保金の額

により、主務大臣の定めるところにより、主務大臣が決定するものとする。

三 担保金又はその提供を保証する書面が政令で

定めるところにより主務大臣に対し提供されたりときは、主務大臣は、遅滞なく、その旨を取締官又は検察官に通知するものとする。

四 担保金又はその提供を保証する書面が政令で

定めるところにより主務大臣に対し提供されたりときは、主務大臣は、遅滞なく、その旨を取締官又は検察官に通知するものとする。

五 担保金又はその提供を保証する書面が政令で

定めるところにより主務大臣に対し提供されたりときは、主務大臣は、遅滞なく、その旨を取締官又は検察官に通知するものとする。

六 担保金又はその提供を保証する書面が政令で

定めるところにより主務大臣に対し提供されたりときは、主務大臣は、遅滞なく、その旨を取締官又は検察官に通知するものとする。

七 担保金又はその提供を保証する書面が政令で

定めるところにより主務大臣に対し提供されたりときは、主務大臣は、遅滞なく、その旨を取締官又は検察官に通知するものとする。

八 担保金又はその提供を保証する書面が政令で

定めるところにより主務大臣に対し提供されたりときは、主務大臣は、遅滞なく、その旨を取締官又は検察官に通知するものとする。

九 担保金又はその提供を保証する書面が政令で

定めるところにより主務大臣に対し提供されたりときは、主務大臣は、遅滞なく、その旨を取締官又は検察官に通知するものとする。

十 担保金又はその提供を保証する書面が政令で

定めるところにより主務大臣に対し提供されたりときは、主務大臣は、遅滞なく、その旨を取締官又は検察官に通知するものとする。

十一 担保金又はその提供を保証する書面が政令で

定めるところにより主務大臣に対し提供されたりときは、主務大臣は、遅滞なく、その旨を取締官又は検察官に通知するものとする。

十二 担保金又はその提供を保証する書面が政令で

定めるところにより主務大臣に対し提供されたりときは、主務大臣は、遅滞なく、その旨を取締官又は検察官に通知するものとする。

十三 担保金又はその提供を保証する書面が政令で

定めるところにより主務大臣に対し提供されたりときは、主務大臣は、遅滞なく、その旨を取締官又は検察官に通知するものとする。

十四 担保金又はその提供を保証する書面が政令で

定めるところにより主務大臣に対し提供されたりときは、主務大臣は、遅滞なく、その旨を取締官又は検察官に通知するものとする。

十五 担保金又はその提供を保証する書面が政令で

定めるところにより主務大臣に対し提供されたりときは、主務大臣は、遅滞なく、その旨を取締官又は検察官に通知するものとする。

十六 担保金又はその提供を保証する書面が政令で

定めるところにより主務大臣に対し提供されたりときは、主務大臣は、遅滞なく、その旨を取締官又は検察官に通知するものとする。

十七 担保金又はその提供を保証する書面が政令で

定めるところにより主務大臣に対し提供されたりときは、主務大臣は、遅滞なく、その旨を取締官又は検察官に通知するものとする。

十八 担保金又はその提供を保証する書面が政令で

定めるところにより主務大臣に対し提供されたりときは、主務大臣は、遅滞なく、その旨を取締官又は検察官に通知するものとする。

十九 担保金又はその提供を保証する書面が政令で

定めるところにより主務大臣に対し提供されたりときは、主務大臣は、遅滞なく、その旨を取締官又は検察官に通知するものとする。

二十 担保金又はその提供を保証する書面が政令で

定めるところにより主務大臣に対し提供されたりときは、主務大臣は、遅滞なく、その旨を取締官又は検察官に通知するものとする。

二十一 担保金又はその提供を保証する書面が政令で

定めるところにより主務大臣に対し提供されたりときは、主務大臣は、遅滞なく、その旨を取締官又は検察官に通知するものとする。

二十二 担保金又はその提供を保証する書面が政令で

定めるところにより主務大臣に対し提供されたりときは、主務大臣は、遅滞なく、その旨を取締官又は検察官に通知するものとする。

二十三 担保金又はその提供を保証する書面が政令で

定めるところにより主務大臣に対し提供されたりときは、主務大臣は、遅滞なく、その旨を取締官又は検察官に通知するものとする。

二十四 担保金又はその提供を保証する書面が政令で

定めるところにより主務大臣に対し提供されたりときは、主務大臣は、遅滞なく、その旨を取締官又は検察官に通知するものとする。

二十五 担保金又はその提供を保証する書面が政令で

定めるところにより主務大臣に対し提供されたりときは、主務大臣は、遅滞なく、その旨を取締官又は検察官に通知するものとする。

二十六 担保金又はその提供を保証する書面が政令で

定めるところにより主務大臣に対し提供されたりときは、主務大臣は、遅滞なく、その旨を取締官又は検察官に通知するものとする。

物が提出されなかつたときは、担保金は、その日の翌日に、國庫に帰属する。

4 担保金は、事件に関する手続が終結した場合等その保管を必要としない事由が生じた場合には、返還する。

(主務大臣等)

第二十七条 前二条における主務大臣及び第十七条第二項における主務省令は、政令で定める。

附則

(施行期日) 第一条 この法律は、海洋法に関する国際連合条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(適用の特例) 第二条 第四条から第十三条まで(第十四条第一項において準用する場合を含む。)及び第十四条第一項の規定については、政令で、当該規定とともに外国人及び海域を指定して適用しないこととすることができる。ただし、政令で期限を定めたときは、その期限までの間に限る。

(漁業水域に関する暫定措置法の廃止) 第三条 漁業水域に関する暫定措置法(昭和五十二年法律第三十一号)は、廃止する。

(旧法の規定に基づく処分又は手続の効力) 第四条 この法律による廃止前の漁業水域に関する暫定措置法(以下「旧法」という。)又はこれに基づく命令の規定によつてした許可、承認その他他の処分又は申請その他の手続とみなす。

(許可証又は承認証に関する経過措置) 第五条 この法律の施行の際現に旧法の規定により交付されている許可証又は承認証は、この法律の相当規定により交付された許可証又は承認証とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置) 第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

(第一審の裁判権の特例に関する経過措置)

第七条 旧法の規定に違反した罪に係る訴訟の第一審の裁判権の特例に関する旧法の規定の適用については、なお従前の例による。

(担保金等の提供による釈放等に関する経過措置)

第八条 旧法第二十一条第一項に規定する事件に関する同条から旧法第二十六条までの規定の適用に関する同条から旧法第二十六条までの規定の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第四条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(外国人漁業の規制に関する法律の一一部改正)

第十一条 外国人漁業の規制に関する法律(昭和四十二年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「事業」の下に「漁業等付隨行為を含む。」を加え、同条中第五項を第八項とし、第四項を第七項とし、第三項を第六項とし、第二項の次に次の三項を加える。

3 この法律において「漁業等付隨行為」とは、水産動植物の採捕又は養殖に付隨する探索、集魚、漁獲物の保藏又は加工、漁獲物又はその製品の運搬、船舶への補給その他これらに準ずる行為で農林水産省令で定めるものをいふ。

4 この法律において「採捕準備行為」とは、漁具を格納しないで直ちに水産動植物の採捕を行ふことができる状態にする行為をいう。

5 この法律において「採捕準備行為」とは、水産動植物の採捕(漁業に該当するものを除く。以下同じ。)を、水産動植物の採捕に資する水産動植物の生息状況の調査であつて水産動植物の採捕を伴わないものをいい、「探査」とは、探索のうち漁業等付隨行為に該当しないものをいう。

第三条中「又は水産動植物の採捕(漁業に該当するものを除く。以下同じ。)を、水産動植物

随行行為を含む。以下同じ。」採捕準備行為又は「探査」に改める。並びに大陸棚(排他的經濟水域等)第二条に規定する法律(平成八年法律第二号)第二条に規定する大陸棚をいう。)をいふ。

第九条第二項中「若しくは水産動植物の採捕を」「水産動植物の採捕、採捕準備行為若しくは探査」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第十二条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第五十五条第二項第七号中「(水産動植物の開発又は採取に係る事業にあつては、漁業水域に関する暫定措置法(昭和五十一年法律第三十一号)第三条第三項に規定する漁業水域において行われるものを除く。)」を削る。

(租税特別措置法の一部改正)

第十二条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第五十五条第二項第七号中「(水産動植物の開発又は採取に係る事業にあつては、漁業水域等において採捕することができる海洋生物資源の種類ごとの暦年の数量の最高限度を定めること等により保存及び管理を行うことが適当である海洋生物資源であつて、政令で定めるものをいう。」を削る。

3 この法律において「特定海洋生物資源」とは、排他的經濟水域等において、漁獲可能量を決定する経済水域等において採捕することができる海洋生物資源の種類ごとの暦年の数量の最高限度を定めること等により保存及び管理を行うことが適当である海洋生物資源であつて、政令で定めるものをいう。

4 農林水産大臣は、前項の政令の制定又は改廃に当たってその立案をするときは、中央漁業調整審議会の意見を聽かなければならない。

(基本計画)

第三条 農林水産大臣は、排他的經濟水域等において海洋生物資源の保存及び管理を行ふため、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画

(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案(目的)

第一条 この法律は、我が國の排他的經濟水域等における海洋生物資源について、その保存及び管理のための計画を策定し、並びに漁獲量の管理のための所要の措置を講ずることにより、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)又は水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百三十二号)による措置等と相まって、排他的經濟水域等における海洋生物資源の保存及び管理を図り、あわせて海洋法に関する国際連合条約の的確な実施を確保し、もつて漁業の発展と水産物の供給の安定に資することを目的とする。

二 特定海洋生物資源」との動向に関する事項

三 特定海洋生物資源」との漁獲可能量に関する事項

四 前号に掲げる漁獲可能量のうち漁業法第五十二条第一項に規定する指定漁業、同法第六十五条第一項又は水産資源保護法第四条第一項の規定に基づく省令の規定により農林水産大臣の許可その他の処分を要する漁業その他の農林水産省令で定める漁業(以下「指定漁業等」という。)の種類別に定める数量に関する事項

(内水面を除く。)並びに大陸棚(排他的經濟水域等)第二条に規定する大陸棚をいう。)をいふ。

2 この法律において「漁獲可能量」とは、排他的經濟水域等において採捕することができる海洋生物資源の種類ごとの暦年の数量の最高限度を定めること等により保存及び管理を行うことが適当である海洋生物資源であつて、政令で定めるものをいう。

3 この法律において「特定海洋生物資源」とは、排他的經濟水域等において採捕することができる海洋生物資源の種類ごとの暦年の数量の最高限度を定めること等により保存及び管理を行うことが適当である海洋生物資源であつて、政令で定めるものをいう。

4 農林水産大臣は、前項の政令の制定又は改廃に当たってその立案をするときは、中央漁業調整審議会の意見を聽かなければならない。

5 前号に掲げる数量について、操業区域別又は操業期間別の数量を定める場合にあって

八 第三号に掲げる漁獲可能

9 第四項から第六項までの規定は、第七項の規定による基本計画の変更について準用する。

ならぬ

第三二号に掲げる漁獲可能量(第四号に掲げる数量及び政令で定める者が行う海洋生物資源の採捕に係る数量を除く。)について、海面がその区域内に存する都道府県以下単に「都道府県」という。別に定める数量に関する事項

(都道府県計画) 定による基本計画の変更について準用する。

都道府県の知事は、前項の場合を除くほか、次条第一項の指定海洋生物資源の動向、特定海洋生物資源又は同項の指定海洋生物資源に係る漁業の経営その他の事情を勘案して、毎年少なくとも一回、都道府県計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

3 源を維持し又は回復させることを目的として、同項第一号に掲げる事項及び他の海洋生物資源との関係等を基礎とし、指定海洋生物資源に係る漁業の経営その他の事情を勘案して定めるものとする。

第一項の海域及び海洋生物資源を定める都道

七
八 第四号に掲げる数量(第五号に掲げる数量を定めた場合にあっては、その数量。以下「大臣管理量」という。)に関する事項

その他海洋生物資源の保存及び管理に関する事項

2
者道府県計画においては、
定めるものとする。

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

二 前条第二項第六号に掲げる数量に関する事項

都道府県の知事は、前項の検討を行うに当たっては、関係海区漁業調整委員会の意見を聽かなければならない。

前項第三号に掲げる事項は、最大持続生産量を実現することができる水準に特定海洋生物資源を維持し又は回復させることを目的として、同項第一号に掲げる事項及び他の海洋生物資源との関係等を基礎とし、特定海洋生物資源に係

四 第二号に掲げる数量(前号に掲げる数量を定めた場合にあつては、その数量。第八条第三項)の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量を定める場合にあつては、その数量に関する事

(指定海生生物資源の保存及び管理)
第五条 都道府県の知事は、特定海生生物資源でない海生生物資源のうち、都道府県の規則で定める海域(以下「指定海域」という。)において保て準用する。

る漁業の經營その他の事情を勘案して定めるものとする。
農林水産大臣は、基本計画を定めようとするときは、中央漁業調整審議会の意見を聽かなければならない。

3
二項において「特定海洋生物資源知事管理量」という。)に関し実施すべき施策に関する事項五 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要な事項
都道府県の知事は、都道府県計画を定めよう

存及び管理を行う海洋生物資源として都道府県計画の規則で定める海洋生物資源(以下「指定海洋生物資源」という。)について、都道府県計画において、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 指定海洋生物資源ごとの動向に関する事項

農林水産大臣は、第一項第六号に掲げる数量を定めようとするときは、あらかじめ、その關係部分について関係する都道府県の知事の意見を聞くものとし、当該数量を定めたときは、遅滞なく、当該關係部分について関係する都道府県の知事に通知するものとする。

4 とするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。
都道府県の知事は、都道府県計画（第二項第一号に掲げる事項を除く。第八項において同じ。）を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

指定海沿生物資源ことの者並に漁業取扱量(指定海域において、指定漁業等を営む者の量)及び第三条第二項第六号の政令で定める者以外の者が採捕することができる海洋生物資源の種類ごとの暦年の数量の最高限度をいう。以下同じ。)に関する事項

農林水産大臣は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
農林水産大臣は、特定海洋生物資源ごとの動向、特定海洋生物資源に係る漁業の経営その他的事情を勘案して、毎年少なくとも一回、基本

5 都道府県の知事は、都道府県計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

三 前号に掲げる数量について、海洋生物資源量の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量を定める場合にあっては、その数量に関する事項

農林水産大臣は、前項の検討を行うに当たっては、中央漁業調整審議会の意見を聽かなければならない。

るときは、当該都道府県計画に係る都道府県の
知事に対し、当該都道府県計画を変更すべき旨
を通知しなければならない。

2 定めた場合にあっては、その数量。第八条第一項において「指定海洋生物資源知事管理量」という。)に関し実施すべき策にに関する事項。
前項第一号に掲げる事項は、最大持続生産量を実現することができる水準に指定海洋生物資源

ようとするときは、同項に規定する海区漁業調査委員会の申請によらず、漁業権に制限又は条件を付けることができる。この場合においては、同条第二項及び同法第三十七条规定の規定を準用する。

(採捕の数量等の公表)

第八条 農林水産大臣は、大臣管理量の対象となる採捕の数量が当該大臣管理量を超えるおそれがあると認めるときは、当該採捕の数量その他の農林水産省令で定める事項を公表するものとす

2 都道府県の知事は、特定海洋生物資源知事管理量又は指定海洋生物資源知事管理量(以下「知事管理量」と総称する。)の対象となる採捕の数量が当該知事管理量を超えるおそれがあると認めるとときは、当該採捕の数量その他の農林水産省令で定める事項を公表するものとする。(助言、指導又は勧告)

第九条 農林水産大臣は、前条第一項の規定による公表をした後において、大臣管理量の対象となる採捕の数量が当該大臣管理量を超えないよう

うにするため必要があると認めるときは、当該大臣管理量に係る採捕を行う者に対し、当該大臣管理量に係る採捕に関し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2 都道府県の知事は、前条第一項の規定による公表をした後において、知事管理量の対象となる採捕の数量が当該知事管理量を超えないよう

うにするため必要があると認めるときは、当該知事管理量に係る採捕を行う者に対し、当該大臣管理量に係る採捕に関する事項を要する漁業(第十八条第一項において「知事許可漁業」という。)について都道府県計画に基づき、採捕を行う者別に、大臣管理量又は知事管理量に係る漁獲量の限度の割当てを当該年の開始前に行なうことができる。

2 農林水産大臣又は都道府県の知事は、前項の割当てを行なうときは、少なくとも次に掲げる事項を勘案して割当ての基準を定め、これに従つて割当てを行ななければならない。

一 採捕を行う者が使用する船舶の隻数又は総トン数
二 採捕を行う者の採捕の状況
3 農林水産大臣は、前項の基準を定めようとするときは、中央漁業調整審議会の意見を聽かなければならぬ。

4 都道府県の知事は、第二項の基準を定めようとするときは、関係海区漁業調整審議会の意見を聽かなければならない。

5 第一項の規定により漁獲量の限度の割当てを受けた者は、当該割当てに係る海域においては、農林水産省令で、期間を定め、当該大臣管理量に係る採捕を行う者に対し、当該大臣管理量に係る採捕を行なう者に對し、当該大臣管理量に係る特定海洋生物資源又は指定海洋生物資源をとることを目的と

する採捕の停止その他当該特定海洋生物資源の採捕に關し必要な命令をすることができる。

2 都道府県の知事は、知事管理量の対象となる採捕の数量が当該知事管理量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるときは、都道府県の規則で、期間を定め、当該知事管理量に係る採捕を行う者に対し、当該知事管理量に係る特定海洋生物資源又は指定海洋生物資源をとることを目的とする採捕の停止その他採捕に關し必要な命令をすることができる。

(割当てによる採捕の制限)

当該特定海洋生物資源又は指定海洋生物資源の採捕に關し必要な命令をすることができる。

を行つてはならない。

(停泊命令)

第十二条 農林水産大臣は、大臣管理量に係る採捕を行なう者が第十条第一項の命令又は前条第五項の規定に違反する行為をし、かつ、当該行為を引き続きするおそれがあると認めるときは、その採捕を行なう者に対し、当該違反行為に使用した船舶につき、停泊港及び停泊期間を指定して当該船舶の停泊を命ぜることができる。

2 都道府県の知事は、知事管理量に係る採捕を行なう者が第十条第二項の命令又は前条第五項の規定に違反する行為をし、かつ、当該行為を引き続きするおそれがあると認めるときは、その採捕を行なう者に対し、当該違反行為に使用した船舶につき、停泊港及び停泊期間を指定して当該船舶の停泊を命ぜることができる。

(協定の認定等)

第十三条 農林水産大臣又は都道府県の知事は、前条第一項又は第二項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、これらの規定によつて当該船舶の停泊を命ぜることができる。

2 前条第一項又は第二項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、これらの規定によつて当該船舶の停泊を命ぜることができる。

(協定の認定等)

第十四条 農林水産大臣又は都道府県の知事は、前条第一項又は第二項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、これらの規定によつて当該船舶の停泊を命ぜることができる。

2 その他農林水産省令で定める事項

(協定の認定等)

第十五条 第十三条规定の認定を受けた協定(以下「認定協定」という。)に参加して定められた協定の変更の認定を含む。)及びその取消し並びに協定の廃止に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(協定への参加のあっせん)

2 前項に規定するもののほか、協定の認定(協定の変更の認定を含む。)及びその取消し並びに協定の廃止に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(協定への参加のあっせん)

第十六条 第十三条规定の認定を受けた協定(以下「認定協定」という。)に参加して定められた協定の変更の認定を含む。)及びその取消し並びに協定の廃止に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(協定への参加のあっせん)

第十七条 第十三条规定の認定を受けた協定(以下「認定協定」という。)に参加して定められた協定の変更の認定を含む。)及びその取消し並びに協定の廃止に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(協定への参加のあっせん)

第十八条 第十三条规定の認定を受けた協定(以下「認定協定」という。)に参加して定められた協定の変更の認定を含む。)及びその取消し並びに協定の廃止に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(協定への参加のあっせん)

第十九条 第十三条规定の認定を受けた協定(以下「認定協定」という。)に参加して定められた協定の変更の認定を含む。)及びその取消し並びに協定の廃止に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(協定への参加のあっせん)

第二十条 第十三条规定の認定を受けた協定(以下「認定協定」という。)に参加して定められた協定の変更の認定を含む。)及びその取消し並びに協定の廃止に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(協定への参加のあっせん)

第二十一条 第十三条规定の認定を受けた協定(以下「認定協定」という。)に参加して定められた協定の変更の認定を含む。)及びその取消し並びに協定の廃止に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(協定への参加のあっせん)

第二十二条 第十三条规定の認定を受けた協定(以下「認定協定」という。)に参加して定められた協定の変更の認定を含む。)及びその取消し並びに協定の廃止に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(協定への参加のあっせん)

第二十三条 第十三条规定の認定を受けた協定(以下「認定協定」という。)に参加して定められた協定の変更の認定を含む。)及びその取消し並びに協定の廃止に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(協定への参加のあっせん)

第二十四条 第十三条规定の認定を受けた協定(以下「認定協定」という。)に参加して定められた協定の変更の認定を含む。)及びその取消し並びに協定の廃止に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(協定への参加のあっせん)

類	二 特定海洋生物資源又は指定海洋生物資源の保有及び管理の方法
三 協定の有効期間	
四 協定に違反した場合の措置	
五 その他農林水産省令で定める事項	
六 (協定の認定等)	
七 前条第一項又は第二項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、これらの規定によつて当該船舶の停泊を命ぜなければならない。	
八 を行つてはならない。	

条第一項の規定に照らして相当であり、かつ、認定協定の内容からみてその者に対し参加を求めることが特に必要であると認めるときは、あせんをするものとする。

第十六条 認定協定に参加している者は、その数
べ恩定協定の対象となる領域において認定協定

の対象となる特定海洋生物資源又は指定海洋生物資源について認定協定の対象となる種類の採捕を行う者のすべての数の三分の二以上であつて農林水産省令で定める割合を超えていることその他農林水産省令で定める基準に該当するときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣又は都道府県の知事に対し、認定協定の目的を達成するため必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

第十七条 指定漁業等を営む者であつて農林水産省令で定めるものは、排他的経済水域等において特定海洋生物資源を採捕したときは、農林水産省令で定めるところにより、採捕の数量その他採捕の状況に關し農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に報告しなければならない。

指定漁業等を営む者及び第三条第二項第六号の政令で定める者以外の者であつて都道府県の規則で定めるものは、当該都道府県の地先水面において特定海洋生物資源を採捕したとき、又は当該都道府県の指定海域において当該都道府県の指定海洋生物資源を採捕したときは、都道府県の規則で定めるところにより、採捕の数量その他採捕の状況に關し農林水産省令で定める事項を当該都道府県の知事に報告しなければならない。

(報告及び立入検査)

第十八条 農林水産大臣は特定海洋生物資源の採捕を行う指定漁業等を営む者その他の関係者に対し、都道府県の知事は特定海洋生物資源又は当該都道府県の指定海洋生物資源の採捕を行う知事許可漁業を営む者その他の関係者に対し、この法律の施行に必要な限度において、採捕の状況その他の必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、これらの者の漁場、船舶、事業場、事務所若しくは倉庫に立ち入り、業務の状況若しくは漁獲物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(経過措置)

(罰則)

第二十条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十一条第一項又は第二項の命令に違反した者

二 第十一条第五項の規定に違反した者

三 第十二条第一項又は第二項の規定による命令に違反した者

第二十一条 前条第一号又は第二号の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他海洋生物資源の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第二十二条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(適用の特例)

第一条 第七条から第二十三条までの規定について、
約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附 則

(施行期日)

(基本計画及び都道府県計画に係る経過規定)
第三条 基本計画及び都道府県計画は、平成九年以降の漁獲可能量について定めるものとする。
限る。

理由

海洋法に関する国際連合条約の実施に伴い、排他的經濟水域等における海洋生物資源の保存及び管理を図るために、その保存及び管理のための計画を策定し、並びに漁獲量の管理のための所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

水産資源保護法の一部を改正する法律案
水産資源保護法の一部を改正する法律
水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)の一部を次のように改正する。

目次中第一節 水産動植物の採捕制限等(第四条第一十三条)を「第一節の二 水産動植物の種苗の輸入防疫(第三十三条の二)」に、「第三十五条」を「第三十五条の二」に改める。

第二章第一節の次に次の二節を加える。
(輸入の許可)

第十三条の一 増殖又は養殖の用に供する水産動物(以下この条において「水産動物の種苗」という。)であつて省令で定めるもの及びその容器包装(当該容器包装に入れられ、又は当該容器包装で包まれた物であつて当該水産動物の種苗でないものを含む。第三項において同じ。)を輸入しようとする者は、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、省令で定めることにより、当該水産動物の種苗の種類及び数量、原产地、輸入の時期及び場所その他

省令で定める事項を記載した申請書に、輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果当該水産動物の種苗が水産動物の種苗の伝染性疾病(省令で定めるものに限る。)にかかるおそれがないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添えて、これを農林水産大臣に提出しなければならない。

3 農林水産大臣は、第一項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る水産動物の種苗及びその容器包装が前項の検査証明書又はその写しにより水産動物の種苗の伝染性疾病の病原体を広げるおそれがないと認めるときは、第一項の許可をしなければならない。

4 農林水産大臣は、第一項の許可をしたときは、省令で定めるところにより、許可を受ける者に対し輸入許可証を交付する。

(第五章中第三十五条の次に次の一条を加える。)

第三十五条の二 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができることとする。

(第三十六条の次に次の一条を加える。)

第三十六条の二 第十三条の二第一項の許可を受けないで、同項の輸入をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十九条中「又は第三十七条」を「から第三十七条まで」に改める。

第四十一条中「第三十七条」を「から第三十七条まで」に、「外」を「ほか」に改め、ただし書を削る。

附 則

この法律は、海洋法に関する国際連合条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

理 由